電気需給契約書（案）

びわこモーターボート競走場で使用する電気の需給について、需要者　滋賀県びわこボートレース事業庁長　渡辺　正人　（以下「発注者」という。）と供給者　　（以下「受注者」という。）は次の条項により契約を締結し、信義に従い誠実に履行するものとする。

（契約の目的）

第１条　受注者は、この契約の条項ならびに別添の電気需給仕様書に基づき、発注者の需要場所で使用する電気の需要に応じて継続して安定供給し、発注者は、受注者にその対価を支払うものとする。

（契約金額）

第２条　契約金額（単価）は、基本料金単価および電力量料金単価（以下「契約単価」という。）とし、別記１のとおりとする。

２　前項の消費税および地方消費税の額は、消費税法第28条第１項および第29条ならびに地方税法第72条の82および第72条の83の規定に基づき、契約単価に110分の10を乗じて得た額である。なお、当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額とする。

（契約期間および契約使用期間）

第３条　契約期間は、令和９年２月計量日の０時から令和10年２月計量日の前日24時までとする。

２　契約使用期間は、別記３のとおりとする。

（需要場所）

第４条　需要場所は、電気需給仕様書のとおりとする。

２　契約の締結後、組織改編等により施設名に変更が生じた場合は、変更後の施設名を契約の施設名と読み替えるものとする。

（契約保証金）

第５条　発注者は、契約保証金を免除するものとする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第６条　受注者は、本契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、または承継してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

（接続供給契約等の義務）

第７条　受注者は、この契約に基づき、受注者と滋賀県を供給区域とする一般送配電事業者との間に、電気を安定して供給するために必要とする接続供給契約を託送供給等約款により締結しなければならない。

（供給の保証）

第８条　受注者は、発注者に対し、第３条の契約期間中において、天災その他受注者の責に帰さない理由による場合を除き、電気を安定的に供給する義務を負い、かつ、これを保証するものとする。

（契約電力）

第９条　びわこモーターボート競走場の契約電力は協議制とし、次の各号のとおりとする。ただし、契約電力を変更する必要がある場合は、発注者受注者協議の上、変更するものとする。

（１）契約電力（常用線）は、1,800キロワットとする。

（２）契約電力（予備線）は、1,800キロワットとする。

２　びわこモーターボート競走場第１無料立体駐車場の契約電力は実量制とし、各月の契約電力（常用線）は、その１月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。ただし、最大

需要電力が500キロワットを上回り契約電力を適正に変更する必要がある場合は、発注者受注者協議の上、変更するものとする。

（使用電力量の増減）

第 10 条　発注者の使用電力量は、都合により予定使用電力量を上回りまたは下回ることができるものとする。

（計量および検査）

第 11 条　計量日は、別記３のとおりとする。受注者は、発注者の最大需要電力および使用電力量を前月計量日の０時から当該月計量日の前日の24時までの期間（以下「計量期間」という。）に電力量計に記録された値により計量し、その結果について発注者の指定する職員による検査を受けるものとする。

（料金の算定）

第 12 条　料金の算定は、第４条の需要場所を単位とし、計量期間ごとに次の各号により行うものとする。

（１）常用線にかかる基本料金は、第９条の契約電力に第２条の基本料金単価を乗じて得た額とする。また、電気需給仕様書に定める力率割引または力率割増を行うものとする。

（２）予備線にかかる基本料金は、第９条の契約電力に第２条の基本料金単価を乗じて得た額とする。

（３）電力量料金は、第11条の計量期間にかかる使用電力量に第２条の電力量料金単価を乗じて得た額とする。また、電気需給仕様書に定める燃料費等の調整を行う場合は、第11条の計量期間にかかる使用電力量に燃料費等の調整単価を乗じて得た額を差し引きまたは加えるものとする。

（４）再生可能エネルギー発電促進賦課金は、第11条の計量期間にかかる使用電力量に電気需給仕様書に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を乗じて得た額とする。

（料金の請求および支払）

第 13 条　受注者は、第11条の検査に合格した後、前条の各号で算定した料金の合計金額を月ごとに、発注者に対し、請求書により請求するものとする。

２　発注者は、受注者から前項により適法な支払請求書を受理した日から30日以内に料金を支払うものとする。ただし、受注者の事情によりこれによりがたい場合は、検針日から30日以上は確保することとし、発注者受注者協議して別に支払期限を定めることができる。

３　発注者の責めに帰すべき事由により前項の規定による支払が遅れた場合には、受注者は発注者に対し、受注者が一般に電気を供給する際に適用している率を上限として、発注者受注者協議して定めた率による遅滞利息の支払いを請求することができる。

４　受注者は、第４条の需要場所ごとに電気需給仕様書に定める請求書および電気料金計算書を作成し、別記２の請求書の送付先へ郵送するものとする。

（電気使用実績等の提供）

第 14 条　受注者は、第11条の計量期間ごとに電気需給仕様書に定める使用実績および電気料金の内訳を別記２の請求書の送付先へ常時提供するものとする。

（秘密の保全）

第 15 条　受注者は、この契約の履行に関して知り得た内容を契約の目的以外に利用し、または第三者に漏らしてはならない。なお、この契約が終了し、または解除された後においても同様とする。ただし、条例等により開示が義務付けされている場合で、所定の手続きにより開示する場合は、この限りではない。

（契約の解除）

第 16 条　発注者は、受注者が契約の解除を申し出たとき、または次の各号のいずれかに該当するときには、契約を解除することができる。

（１）受注者が、契約期間内において、電気を供給する見込みがないと認められるとき。

（２）受注者が、正当な理由がなく契約を履行しないとき。

（３）受注者、受注者の役員等（受注者の代表者もしくは役員またはこれらの者から県との取引上の一切の権限を委任された代理人をいう。）または受注者の経営に実質的に関与している者が次のいずれかに該当するとき。

ア　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）であると認められるとき。

イ　法第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ウ　自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用していると認められるとき。

エ　暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与していると認められるとき。

オ　暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ　暴力団、暴力団員または前記ウからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められるとき。

（４）前各号に掲げるもののほか、受注者またはその代理人が本契約条項に違反したとき。

２　前項の規定による契約の解除は、書面により通知するものとする。

（契約不履行による損害賠償）

第 17 条　発注者は、前条の規定により、契約を解除したときは、これによって生じた損害について受注者にその賠償を請求するものとする。ただし、契約の解除が受注者の責に帰せざる理由によるものであるときは、この限りでない。

（誓約）

第 18 条　受注者は、滋賀県暴力団排除条例（平成23年滋賀県条例第13号）の趣旨にの則り、第16条第１項第４号の規定に該当しないことを表明・確約するため、別紙「誓約書」のとおり誓約するものとする。

（不当介入があった場合の通報・報告義務）

第 19 条　受注者は、この契約の履行に当たり第16条第１項第４号アからカまでのいずれかに該当すると認められる者による不当な介入を受けた場合は、直ちに警察に通報するとともに、速やかに発注者に報告しなければならない。

（談合その他の入札不正行為による契約解除等）

第 20 条　発注者は、受注者がした当該契約に係る入札が談合その他不正の行為があったと認められる入札であったことが明らかになったときは、契約を解除することができる。

２　前項の規定による契約の解除は、書面により通知するものとする。

３　発注者は、受注者がした当該契約に係る入札が談合その他不正の行為があったと認められる入札であったことが明らかになったときは、当該入札に関する談合その他の不正行為によって生じた損害について受注者にその賠償を請求するものとする。

４　前項の規定による損害の賠償は、損害の額が契約決定に係る入札書の記載金額に100分の10を加算した金額（以下「落札価格」という。）の100分の10に相当する額以下のときは落札価格の100分の10に相当する額をもって、落札価格の100分の10に相当する額を超えるときは当該落札価格の100分の10に相当する額と当該超える額とを合算した額をもって損害の額とし、受注者の有する債務と発注者の有する債務とを相殺し、賠償するものとする。

（予算削減に係る契約変更または解除）

第 21 条　発注者は、契約期間中の年度において当該契約に係る歳出予算が減額もしくは削減されたときは契約を変更または解除することができる。

２　前項の規定により契約を変更または解除した場合において、受注者に損害が生じたときは、受注者はその損害の賠償を発注者に請求することができる。

（危険負担）
第 22 条　契約期間中において発注者および受注者の責に帰することができない理由により生じた損害は、受注者の負担とする。

（費用の負担）
第 23 条　この契約の締結に要する費用は、受注者の負担とする。

（事情の変更）
第 24 条　発注者および受注者は、本契約締結後、予期することのできない経済情勢の変動、天災地変、法令の制定または改廃その他著しい事情の変更により、本契約に定める条件が不適当となったと認められる場合には、発注者受注者協議の上、本契約の全部または一部を変更することができる。
２　前項の場合において、本契約に定める条項を変更する必要があるときは、発注者受注者協議の上、書面により定めるものとする。

（環境配慮義務）
第 25 条　受注者は、契約期間中の電力を供給するにあたり、「滋賀県グリーン購入基本方針」に基づき、温室効果ガス等の排出の削減および環境への負荷の低減に関する取組（再生可能エネルギーの導入および未利用エネルギーの活用）に努めること。

（合意管轄）
第 26 条　本契約について訴訟の必要が生じたときは、発注者の事務所の所在地を管轄する裁判所を第１審の専属的合意管轄裁判所とする。

（その他の事項）
第 27 条　この契約条項に定めるもののほか、必要な事項については滋賀県財務規則、滋賀県特定調達契約の手続等に関する規則（平成７年滋賀県規則第92号）、滋賀県モーターボート競走事業会計規程およびその他の法令の定めるところによる。
２　その他この契約に関し疑義が生じたときは、その都度発注者受注者協議して定めるものとする。

上記の契約について、発注者と受注者は、双方の合意に基づき、上記の条項により契約を締結する。
本契約の証として本契約書を２通作成し、双方記名押印の上、それぞれ１通を保有する。

令和８年　月　日

発注者　需要者　滋賀県大津市茶が崎１番１号
滋賀県びわこボートレース事業庁長　渡辺　正人

受注者　供給者

別記

1　契約金額（単価）

（1）びわこモーターボート競走場（特別高圧電力）

料金種別	契約単価	
基本料金	常用線	円／ｋＷ・月 （うち消費税および地方消費税の額　　円）
	予備線	円／ｋＷ・月 （うち消費税および地方消費税の額　　円）
電力量料金	重負荷時間	円／ｋＷｈ （うち消費税および地方消費税の額　　円）
	昼間時間	円／ｋＷｈ （うち消費税および地方消費税の額　　円）
	夜間時間	円／ｋＷｈ （うち消費税および地方消費税の額　　円）

（2）びわこモーターボート競走場（高圧電力）

料金種別	契約単価	
基本料金	常用線	円／ｋＷ・月 （うち消費税および地方消費税の額　　円）
電力量料金	夏季	円／ｋＷｈ （うち消費税および地方消費税の額　　円）
	その他季	円／ｋＷｈ （うち消費税および地方消費税の額　　円）

〔定義〕

・「重負荷時間」とは、「夏季」の毎日10時から17時までの時間をいう。ただし、日曜日および滋賀県を供給区域とする一般送配電事業者が休日等に定める日の該当する時間を除く。

・「昼間時間」とは、毎日８時から22時までの時間をいう。ただし、「重負荷時間」、日曜日および滋賀県を供給区域とする一般送配電事業者が休日等に定める日の該当する時間を除く。

・「夜間時間」とは、「重負荷時間」および「昼間時間」以外の時間をいう。

・「夏季」とは、７月１日から９月30日までの期間をいう。

・「その他季」とは、「夏季」以外の期間をいう。

2　請求書の送付先

	施設名	送付先名	送付先住所
1	びわこモーターボート競走場	滋賀県びわこボートレース事業庁	大津市茶が崎1-1
2	びわこモーターボート競走場第１立体駐車場	滋賀県びわこボートレース事業庁	大津市茶が崎1-1

3　計量日および契約使用期間

施設名	計量日	契約使用期間
びわこモーターボート競走場	1日	令和9年2月1日０時00分から 令和10年1月31日24時00分まで
びわこモーターボート競走場第１立体駐車場	18日	令和9年2月18日０時00分から 令和10年2月17日24時00分まで

別紙

誓　　約　　書

私は、下記の事項について誓約します。
なお、県が必要な場合には、滋賀県警察本部に照会することについて承諾します。

記

1　自己または自社もしくは自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者ではありません。
(1)　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号。以下「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
(2)　暴力団員（法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
(3)　自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
(4)　暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
(5)　暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
(6)　上記（1）から（5）までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

2　１の（2）から（6）までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体または個人ではありません。